

ガソリンを使用する際の注意事項

【山鹿市消防本部】

1 ガソリンの危険性

ガソリンは、引火性・着火性が高い危険物で、気温が -40°C でも気化します。ライター・静電気等の小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。

消防法では、危険物の貯蔵・取り扱いについてさまざまな規制を行っています。

危険物を取り扱う機械器具や危険物を収納する容器に記載されている取扱説明を必ず読んで、取り扱ってください。また、保管することは極力控えてください。

2 ガソリンを入れる容器

ガソリンを入れる容器は、消防法令により適合した容器（危険物保安技術協会が認定した携行缶など）で一定の強度を有する材質のものを使用することとされています。灯油用ポリ容器には、ガソリンを入れることはできません。



3 注意すべき事項

- (1) ガソリンの噴出に注意すること。
- (2) 直射日光の当たる場所や高温の場所で保管しないこと。
- (3) 周囲に火気がないことなど、安全を確認すること。
- (4) ガソリン携行缶のフタを開ける前に発電機等のエンジンを停止すること。
- (5) ガソリン携行缶のフタを開ける前にエア抜きをすること。

ガソリン携行缶を使用する際には、取扱説明を必ず読んで使用方法を守って取り扱ってください。

